

適格証明書に係る通達

警察庁丁保発第77号

平成21年7月21日

警察庁生活安全局保安課長

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部生活安全部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長

社団法人日本ライフル射撃協会による

ライフル射撃競技者適格証明書制度の実施について(通知)

銃砲刀剣所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持許可に当たり、その猟銃がライフル銃であって、用途が標的射撃である場合には、法第5条の2第4項第2号の規定により、財団法人日本体育協会(以下「体育協会」という。)等が主催して行う運動競技会のライフル射撃競技に参加する選手等として、体育協会から推薦を受けていることがその要件とされているところ、かかる推薦については、社団法人日本ライフル射撃協会(以下「ライフル射撃協会」という。)がライフル射撃競技への参加実績等に基づき体育協会に対して行う推薦依頼を踏まえて行われている。

このたび、ライフル射撃協会は、独自の取組みとして、別添の文書のとおり、ライフル射撃協会の会員(以下「協会員」という。)のライフル射撃競技への参加実績を証明するライフル射撃競技者適格証明書制度(以下「本制度」という。)を新たに始め、協会員が本年10月1日以降に法第7条の3第1項の規定による許可の更新申請を行う場合(本年10月1日以降に更新前の許可の有効期間が満了する場合)に、ライフル射撃競技者適格証明書(以下「本証明書」という。)を自主的に添付することとしているが、本証明書が添付されていない場合には、実質的に法第5条の2第4項第2号に該当しないおそれがある。本制度についての対応上の留意事項は下記のとおりであるので、各都道府県警察にあっては、各警察署の銃砲行政担当者に対し、周知徹底願いたい。

記

1. 本証明書は、更新申請の審査に当たり、協会員がライフル射撃競技への参加実績がなく、実質的に法第5条の2第4項第2号の要件を具備しない状態

になっていないかどうかを確認する上での参考資料として活用すること。ただし、本証明書が添付されている場合であっても、協会員が多数のライフル銃を所持している場合には、所持しているすべてのライフル銃の使用実績を証明するものではないので、いわゆる眠り銃に該当するか否かの判断に当たり誤りのないようにすること。

2. 本証明書については、更新申請時の添付書類として必須のものではないので、協会員が本証明書を添付することなく、申請してきた場合でも、本証明書の提出を強制することはできないので、誤りのないようにすること。ただし、協会員であるにもかかわらず、本証明書を添付していない場合には、ライフル射撃競技への参加実績がなく、実質的に法第5条の2第4項第2号の要件を具備しない状態になっている可能性もあるので、ライフル射撃協会にライフル射撃競技への参加実績等を問い合わせるなどして、慎重に事実関係の確認に努めること。
3. 本制度は、ライフル射撃協会独自の取組みとして、協会員のみを対象として行われるものであることから、標的射撃を用途とするライフル銃の所持者であっても、ライフル射撃協会とともに体育協会に対して推薦依頼を行っている社団法人日本クレ射撃協会及び社団法人日本近代五種・バイアスロン連合の会員については対象外となっているので、それらの団体の会員に本証明書の提出を求めるなど誤った対応をすることのないよう注意すること。